

東野鐵板工業株式會社の鐵工及びその職員に對し、八月一日  
 開始し、同日午後四時開始の臨時總會に出席せしむ。八月一日  
 下午三時開始の臨時總會出席し、その決議に對し、臨時總會の  
 決議に對し、臨時總會出席し、その決議に對し、臨時總會の  
 決議に對し、臨時總會出席し、その決議に對し、臨時總會の

- 一、臨時總會出席者 三名(女一名)
- 一、臨時總會出席者 二名
- 一、臨時總會出席者 二名(八月廿日) 二日間
- 一、臨時總會出席者 二名(八月廿日) 二日間
- 一、臨時總會出席者 二名(八月廿日) 二日間
- 一、臨時總會出席者 二名(八月廿日) 二日間
- 一、臨時總會出席者 二名(八月廿日) 二日間
- 一、臨時總會出席者 二名(八月廿日) 二日間

東野鐵板工業株式會社の件

財團 財團聯合會 名古屋出張所

財團 財團聯合會 名古屋出張所

の職工なりとの回答を得たので、然らば三年間の退職  
 手当を支給せよと要求して争議となり遂に金一封を支  
 給して解決す。

上田鉄板工業所争議の件

- 一、事業所名 合資會社上田鉄板工業所
- 一、所在地 名古屋南中區東川端町五ノ九
- 一、事業の種類 鉄板製造
- 一、争議期間 自昭和十二年八月十二日 二日間  
 至昭和十二年八月十三日
- 一、争議参加者 一名
- 一、従業員数 四十五名(内女一名)
- 一、争議概況 参加者某成績不良なりとして解雇を申渡したるに對し